

令和6年4月1日から

相続登記が 義務化されます!



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

詳しくは

🔍 法務省 相続登記 🔍 検索



- 相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。
- 施行日前に相続によって不動産を取得した場合は、令和6年4月1日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

お問合せはこちらまで

旭川地方法務局登記部門 ☎ 0166-38-1161 留萌支局 ☎ 0164-42-0492
名寄支局 ☎ 01654-2-2349 稚内支局 ☎ 0162-33-1122
紋別支局 ☎ 0158-23-2521

相続登記に便利な制度があります!

相続が始まる前に

じ ひつ しょう しょ い ごん しょ ほ かん せい ど

白筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な
遺言書を守ります

遺言書の保管の申請には**3,900円**がかかります。
手続には**予約**が必要です。

詳しくは

🔍 法務省 遺言書

検索



相続手続のときに

ほう てい そう ぞく じょう ほう しょう めい せい ど

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することにより、被相続人名義の預金の払戻しや相続登記などの各種相続手続きで、**戸籍書類一式の提出の省略**ができます。

また、**手数料は無料**で、必要な枚数は何枚でも取得できます。

詳しくは

🔍 法務局 法定相続

検索

